

第1回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 令和4年12月8日(木) 午後6時00分～
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 議 題 令和5年度都区財政調整について
- 4 進行次第(司会:特別区財政課長会幹事長)
 - (1) 都側提案事項について 望月委員(東京都総務局行政部
都区財政調整担当課長)
 - (2) 区側提案事項について 大久保委員(特別区財政課長会幹事長)
 - (3) 区側提案に対する都の見解について
望月委員(東京都総務局行政部
都区財政調整担当課長)
 - (4) 都側提案に対する区の見解について
大久保委員(特別区財政課長会幹事長)
 - (5) 協 議
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 協議会幹事会委員名簿
 - (2) 都側提案事項
 - (3) 都側参考資料
 - (4) 区側提案事項
 - (5) 区側参考資料
 - (6) 都区財政調整協議会幹事会協議日程(案)

都 区 財 政 調 整 協 議 会 幹 事 会 委 員

東 京 都 側	特 別 区 側
総務局行政部区政課長 田 村 周	特別区財政課長会幹事長 中央区企画部財政課長 大 久 保 稔
総務局行政部区政課課長代理 (行政担当) 町 田 侑 弥	特別区財政課長会副幹事長 北区政策経営部財政課長 小 林 誠
同 (都区財政調整担当) 榎 本 喜 徳	港区企画経営部財政課長 山 越 恒 慶
同 (税務担当) 伊 藤 真 知 子	文京区企画政策部財政課長 武 藤 充 輝
同 (財政担当) 田 代 寿 幸	大田区企画経営部財政課長 田 村 彰 一 郎
財務局主計部財政課長 吉 川 健 太 郎	中野区企画部財政課長 森 克 久
総務局行政部都区財政調整担当課長 望 月 英 治	江東区政策経営部財政課長 保 谷 俊 幸
同 野 村 文 和	江戸川区経営企画部財政課長 和 泉 健
財務局主計部予算担当課長 末 永 周 平	特別区長会事務局調査第2課長 神 田 浩 孝
	同 副参事 林 浩 之

令和5年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和4年12月8日

第1回都区財政調整協議会幹事会

我が国の景気は、感染症対策と社会経済活動の回復の両立が進む中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行等によるエネルギーや原材料価格の上昇、世界的な金融資本市場の変動や感染症の動向による経済の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係の税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早めており、都と特別区が緊密に連携し、必要な対策を機を逸することなく的確に講じる必要がある。一方で、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられていることも、都区双方で常に意識していかなければならない。

したがって、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、これまで以上に適切な運営を図っていかなければならない。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和5年度都区財政調整協議会において、各費目の算定内容の見直しについて7項目の提案を行う。

令和5年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【議会総務費】

項 目	提 案 の 内 容
出張所管理運営費の見直し	出張所の管理運営に係る経費について、算定を見直す。

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
各種援護事業費の見直し	肢体不自由児慰安会に係る経費と身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費を統合した上で、算定を見直す。
待機児童保育事業費の廃止	待機児童保育事業費（家庭福祉員事業補助）について、算定を廃止する。
保育力強化事業費の廃止	保育力強化事業費について、算定を廃止する。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）の廃止	保健福祉サービス推進会議に係る経費について、算定を廃止する。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し	学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費について、算定を見直す。
学校運営費（児童・生徒安全対策経費）の見直し	児童・生徒の安全対策に係る経費について、算定を見直す。

令和5年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 議会総務費

項 目		説 明
【議会総務費／経常】 出張所管理運営費の見直し (百万円)		1 概 要 出張所の管理運営に係る経費について、算定を見直す。
改定後	2, 5 6 9	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 1 0, 0 6 4 千円 (固定費)
改定前	4, 3 5 7	1 4 9, 6 3 9 千円 (比例費)
増△減	△ 1, 7 8 8	改定後 1 1 1, 7 0 7 千円 (固定費)

2 民生費

項 目		説 明
【社会福祉費／経常】 各種援護事業費の見直し (百万円)		1 概 要 各種援護事業費について、肢体不自由児慰安会に係る経費と身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費を統合した上で、算定を見直す。
改定後	5 3	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 5, 9 0 8 千円 (比例費)
改定前	1 6 3	改定後 1, 0 5 8 千円 (固定費)
増△減	△ 1 1 0	1, 0 3 6 千円 (比例費)
【児童福祉費／経常】 待機児童保育事業費の廃止 (百万円)		1 概 要 待機児童保育事業費 (家庭福祉員事業補助) について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 2 0, 2 5 1 千円 (比例費)
改定前	5 3 0	
増△減	△ 5 3 0	

2 民生費（つづき）

項 目		説	明
【児童福祉費／経常】 保育力強化事業費の廃止 (百万円)		1 概 要 保育力強化事業費について、実施区が8区のみであることから、算定を廃止する。	
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前	
改定前	5		事業費 408千円 (比例費) 特定財源 203千円 (比例費)
増△減	△5		差引一般財源 205千円 (比例費)

3 衛生費

項 目		説	明
【衛生費／経常】 衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）の廃止 (百万円)		1 概 要 保健福祉サービス推進会議に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。	
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前	
改定前	15		642千円 (固定費)
増△減	△15		

4 教育費

項 目		説 明																																
【小学校費・中学校費／経常】 学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し （百万円）		1 概 要 学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費について、算定を見直す。																																
2 算定内容 <標準区経費>		改定前 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校費</td> <td>877千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>中学校費</td> <td>342千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,219千円（比例費）</td> </tr> </table>		小学校費	877千円（比例費）	中学校費	342千円（比例費）	合 計	1,219千円（比例費）																									
小学校費	877千円（比例費）																																	
中学校費	342千円（比例費）																																	
合 計	1,219千円（比例費）																																	
改定後	4																																	
改定前	28																																	
増△減	△24	改定後 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校費</td> <td>130千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>中学校費</td> <td>51千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>181千円（比例費）</td> </tr> </table>		小学校費	130千円（比例費）	中学校費	51千円（比例費）	合 計	181千円（比例費）																									
小学校費	130千円（比例費）																																	
中学校費	51千円（比例費）																																	
合 計	181千円（比例費）																																	
【小学校費・中学校費／経常】 学校運営費（児童・生徒安全対策経費）の見直し （百万円）		1 概 要 児童・生徒の安全対策に係る経費について、算定を見直す。																																
2 算定内容		<ul style="list-style-type: none"> ・防犯器具購入費…実施区が少数であることから、算定を廃止する。 ・非常通報装置保守委託…特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 ・防犯カメラ保守委託（学校内）…実施区が少数であることから、算定を廃止する。 ・防犯カメラ保守委託（通学路）…特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。 																																
改定後	99																																	
改定前	219																																	
増△減	△120																																	
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">経 費</th> <th>標準区経費 改正前 (千円)</th> <th>標準区経費 改正後 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校費 (比例費)</td> <td>防犯器具購入費</td> <td>428</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常通報装置保守委託</td> <td>1,069</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ保守委託 (学校内)</td> <td>2,812</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ保守委託 (通学路)</td> <td>2,812</td> <td>2,353</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校費 (比例費)</td> <td>防犯器具購入費</td> <td>227</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常通報装置保守委託</td> <td>566</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ保守委託 (学校内)</td> <td>1,488</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>9,402</td> <td>4,226</td> </tr> </tbody> </table>		経 費		標準区経費 改正前 (千円)	標準区経費 改正後 (千円)	小学校費 (比例費)	防犯器具購入費	428	0	非常通報装置保守委託	1,069	1,156	防犯カメラ保守委託 (学校内)	2,812	0	防犯カメラ保守委託 (通学路)	2,812	2,353	中学校費 (比例費)	防犯器具購入費	227	0	非常通報装置保守委託	566	717	防犯カメラ保守委託 (学校内)	1,488	0	合 計		9,402	4,226
経 費		標準区経費 改正前 (千円)	標準区経費 改正後 (千円)																															
小学校費 (比例費)	防犯器具購入費	428	0																															
	非常通報装置保守委託	1,069	1,156																															
	防犯カメラ保守委託 (学校内)	2,812	0																															
	防犯カメラ保守委託 (通学路)	2,812	2,353																															
中学校費 (比例費)	防犯器具購入費	227	0																															
	非常通報装置保守委託	566	717																															
	防犯カメラ保守委託 (学校内)	1,488	0																															
合 計		9,402	4,226																															

平成 10 年 4 月 30 日参議院（地方行政・警察委員会）

■渡辺四郎委員

特別区の財政運営の自主性を具体的にどのように高めていくかという視点から考えた場合に、法案の改正後も財政の基本は都と区の合算制度ですので、特別区の自主性を高めると言っておりますけれども、先ほど言いましたように都から移譲される税目は三税で額も多くない、特定した特別区だという、そういう中で、自治省として自主性を高めて行くものとして具体的にどういうものが考えられるのか、あるいは想定がされるのか、そこらについて何か考えがあれば示してもらいたいと思うんです。

■二橋政府委員（自治省財政局長）

この都区財政調整制度の今回の改革は、特別区の自主性、自立性を財政運営面において高めていく、また安定性を高めていくということにございます。

先ほど来申し上げておりますように、そういう観点から、この財調制度の狙いなりあるいはそのもとになります財源なりを法律で定めることによって財源保障機能をより明確化、安定化させようということ、それから金額の上におきましては、いわゆる総額補てん主義ということがともすれば特別区の都に対する依存心を助長するというふうな指摘もございまして、それを廃止することにして、中期的にそのところは都と特別区間の財源の配分割合を安定化させるということをおねらっております、そういう形で特別区の財政の自主性を高めると、それだけ責任は重くなって来るわけでございましてけれども、そういう形で都と特別区間の財政の責任関係もより明確化していくということを考えて今回の改正を提案申し上げておるわけでございます。

各年度におきましては、仮に今の総額補てん主義を廃止することによりまして財源が不足する場合には、地方交付税制度で言いますようないわゆる調整率によって案分をして特別区の財調の額を定めていく。

より中期的には、清掃事業なんかもその一つでございますが、これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになってくる場合には、これも交付税制度でいます 6 条の 3 第 2 項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。

そういう形で都区間でその都度適切な協議がされて、結果的に特別区の財政の自主性あるいはその責任の明確化ということが図られていくということを期待しておるわけでございます。

平成 10 年 4 月 30 日参議院（地方行政・警察委員会）

■渡辺四郎委員

例えば改正案によって清掃関係なんかの事務を移管した場合に、これらの執行経費ということになれば特別区の基準財政需要額が相当膨らんでくるわけです。そういうことの中で、現在あります特別区に交付されている調整三税の 44%の交付金なんかはやっぱり大きく見直さなきゃいけないんじゃないか、法律そのものにも調整割合については変更するというのもうたわれておりますから、この三税の 44%の交付割合をやっぱり大きく増やさなければ私は区の運営はできないんじゃないかという気がいたしております。

■二橋政府委員（自治省財政局長）

清掃事業等が特別区に移管されます場合には、その実施に要します経費は当然都の負担から特別区の負担に変わってまいります。

したがいまして、この都区財政調整制度におきましては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように財調交付金を交付するということでございますから、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になってまいります。

したがいまして、一般的には現在の都条例で定められております調整割合 44%を引き上げる必要が生じてくるということも予想されるわけでございまして、具体的には平成 12 年 4 月の法施行時期を目途に都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄えるように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えております。

自治省といたしましても、今回の改正の趣旨を踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の規定に基づきます助言、勧告ということが 282 条にうたわれておりまして、それ等によりまして適切に対応してまいりたいと考えております。

令和5年度都区財政調整区側提案事項

特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、感染症への対応に加え、物価高騰に伴う各種対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、日本経済においては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されているものの、海外景気の下振れリスクや、為替変動による物価高騰等の影響に注意する必要がある、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

1 都区間の財源配分に関する事項について

- (1) 特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更に応ずるため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更すること。また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更すること。
- (2) 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。

2 特別区相互間の財政調整について

投資的経費や保育所等の利用者負担の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。

3 都区財政調整協議上の諸課題について

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和5年度都区財政調整区側提案事項関係資料

(都区間の財源配分に関する項目)

事 項 名	区分	内 容 説 明
児童相談所関連経費	—	児童相談所関連経費の需要額に応じて、配分割合を変更

(基準財政需要額の調整項目)

【議会総務費 9項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
議会運営費（タブレット端末運用経費）	新規	区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、新規算定
企画調査費（区民意識意向調査経費）	新規	区民意識意向調査に係る経費について、新規算定
区立施設アスベスト関連事前調査費	新規	区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規算定
法務管理費	充実	法務管理に係る経費について、実態に基づき算定充実
防災行政無線システム維持管理費	充実	防災行政無線システム維持管理費について、実態に基づき算定充実
安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）	充実	防犯パトロールに係る経費について、実態に基づき算定充実
地域コミュニティ活動支援費	充実	町会・自治会への助成等の地域コミュニティ活動支援費について、実態に基づき算定充実
公金取扱手数料（受託業務経費）	充実	公金取扱手数料で算定されている受託業務経費が改定されるため、実態に基づき算定充実
情報セキュリティクラウド運用経費	改善	自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、算定改善

【民生費 14項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
全国手話言語市区長会負担金	新規	全国手話言語市区長会負担金について、新規算定
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費	新規	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業に係る経費について、新規算定

【民生費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
心身障害者福祉手当支給費	新規	身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級を対象とした福祉手当に係る経費について、新規算定
養育費確保支援事業費	新規	養育費確保支援事業に係る経費について、新規算定
高校生等医療費助成事業費	新規	高校生等医療費助成に係る経費について、新規算定
区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援）	新規	医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定
子ども医療費助成事業費	充実	乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業に係る経費について、実態に基づき算定充実
放課後児童クラブ事業費	充実	放課後児童クラブ事業の報酬について、実態に基づき算定充実
待機児童保育事業費	充実	家庭福祉員事業補助における処遇改善に係る経費について、実態に基づき算定充実
認証保育所運営費等事業費	充実	認証保育所運営費等事業における処遇改善に係る経費について、実態に基づき算定充実
利用者負担（保育所等）	充実	区立保育所等の利用者負担について、実態に基づき算定充実
私立保育所施設型給付費等	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実
【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実
【態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費を含む	改善	児童相談所関連経費について、実態に基づき算定改善

【衛生費 7項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）	新規	子どもを対象としたインフルエンザ予防接種に係る経費について、新規算定
乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）	新規	乳幼児健康診査における3歳児を対象とした屈折検査に係る経費について、新規算定

【衛生費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
公衆喫煙所維持管理費	新規	公衆喫煙所の維持管理に係る経費について、新規算定
予防接種費(子宮頸がん)	充実	予防接種(子宮頸がん)に係る経費について、実態に基づき算定充実
予防接種費(インフルエンザ)	充実	高齢者を対象とした予防接種(インフルエンザ)に係る経費について、実態に基づき算定充実
予防接種費(ロタウイルス)	改善	予防接種(ロタウイルス)に係る経費について、実態に基づき算定改善
【単位費用】 【態容補正】 環境事業推進費 (路上喫煙等巡回指導委託)	改善	路上喫煙等巡回指導委託に係る経費について、実態に基づき算定を充実するとともに、昼間人口比率による態容補正を新たに適用

【清掃費 1項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
廃棄物処理手数料	改善	廃棄物処理手数料の手数料単価の改定を踏まえ、算定改善

【土木費 3項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
区営住宅維持管理費	充実	区営住宅の維持管理費について、実態に基づき算定充実
都市整備総務費 (緑化助成経費)	充実	生垣助成等の緑化助成に係る経費について、実態に基づき算定充実
街路灯維持補修費	改善	街路灯の光熱水費及び改築経費について、LED切替を踏まえ算定改善

【教育費 8項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【小学校費】 医療的ケア児支援経費	新規	医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定
【小・中学校費】 学校法律相談事業費 (スクールロイヤー委託経費)	新規	学校法律相談事業に係る経費について、新規算定
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	新規	私立幼稚園等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定

【教育費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【小・中学校費】学校職員費 (区費非常勤栄養職員)	新規	区費で配置する栄養士に係る経費について、新規算定
放課後子ども教室推進事業費	充実	放課後子ども教室の運営に係る経費について、実態に基づき算定充実
【小・中学校費】学校運営費 (用務委託)	充実	学校用務の委託に係る経費について、実態に基づき算定充実
教職員健康管理費（産業医報酬）	充実	教職員の健康管理を行う産業医に係る経費について、実態に基づき算定充実
私立幼稚園施設型給付費	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実

【その他 5項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【投資】投資的経費の見直し (建築工事)	改善	建築工事単価等の投資的経費について、実施実態に基づき算定改善
【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	改善	建築工事に係る物騰率算出方法について、各区予算単価の上昇率に変更し、算定改善
【経常・投資】物価高騰対策	改善	光熱水費等の経常的経費について、現下の物価高騰を踏まえ、算定改善 併せて、建築工事単価について、現下の物価高騰を踏まえ、算定改善
特別交付金	—	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す
都市計画交付金	—	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的に見直す

令和5年度 都区財政調整区側提案事項説明メモ一覧

【議会総務費】・・・9項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
1	議会運営費(タブレット端末運用経費)	6	安全安心まちづくり推進事業費(防犯パトロール委託経費)
2	企画調査費(区民意識意向調査経費)	7	地域コミュニティ活動支援費
3	区立施設アスベスト関連事前調査費	8	公金取扱手数料(受託業務経費)
4	法務管理費	9	情報セキュリティクラウド運用経費
5	防災行政無線システム維持管理費		

【民 生 費】・・・14項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
10	全国手話言語市区長会負担金	17	放課後児童クラブ事業費
11	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費	18	待機児童保育事業費
12	心身障害者福祉手当支給費	19	認証保育所運営費等事業費
13	養育費確保支援事業費	20	利用者負担(保育所等)
14	高校生等医療費助成事業費	21	私立保育所施設型給付費等
15	区立保育所管理運営費(医療的ケア児支援)	22	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等
16	子ども医療費助成事業費	23	【態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費含む

【衛 生 費】・・・7項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
24	予防接種助成事業費(子ども向けインフルエンザ)	28	予防接種費(インフルエンザ)
25	乳幼児健康診査費(3歳児視力屈折検査)	29	予防接種費(ロタウイルス)
26	公衆喫煙所維持管理費	30	【単位費用】【態容補正】環境事業推進費(路上喫煙等巡回指導委託)
27	予防接種費(子宮頸がん)		

【清 掃 費】・・・1項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
31	廃棄物処理手数料		

【土 木 費】・・・3項目

No.	事 項 名	No.	事 項 名
32	区営住宅維持管理費	34	街路灯維持補修費
33	都市整備総務費(緑化助成経費)		

【教育費】・・・8項目

No.	事項名	No.	事項名
35	【小学校費】医療的ケア児支援経費	39	放課後子ども教室推進事業費
36	【小・中学校費】学校法律相談事業費(スクールロイヤー委託経費)	40	【小・中学校費】学校運営費(用務委託)
37	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	41	教職員健康管理費(産業医報酬)
38	【小・中学校費】学校職員費(区費非常勤栄養職員)	42	私立幼稚園施設型給付費

【その他】・・・5項目

No.	事項名	No.	事項名
43	【投資】投資的経費の見直し(建築工事)	46	特別交付金
44	【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	47	都市計画交付金
45	【経常・投資】物価高騰対策		

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	1	議会総務費	経常		
事業名	議会運営費（タブレット端末運用経費）				
<p>● 概要</p> <p>区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 使用料及び賃借料 3,354,880円</p> <p>【態容補正】</p>					
$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 553,896,860\text{円}}{A \times 25,997\text{円}}$ <p>A：測定単位の数値（当該区の人口） B：人口区分に対応する右の表に定める議会運営費</p>		人口区分	議員定数	議会運営費	
		以上	以下		
		50,000	99,999	25	354,616,947円
		100,000	199,999	31	434,328,912円
		200,000	299,999	34	474,184,895円
		300,000	499,999	40	553,896,860円
		500,000	899,999	47	646,894,153円
		900,000		50	686,750,135円
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	550,541,980	553,896,860	12,491	12,567	76
比例費	0	0			

No	2	議会総務費	経常		
事業名	企画調査費（区民意識意向調査経費）				
<p>● 概要</p> <p>区民意識意向調査に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 委託料 2,957,000円</p>					
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）		
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	10,077,290	13,034,290	232	300	68
比例費	0	0			

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	3	議会総務費	経常		
事業名	区立施設アスベスト関連事前調査費				
<p>● 概要</p> <p>区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 委託料 3,300,000円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	3,300,000	0	76	76
比例費	0	0			

No	4	議会総務費	経常																																																		
事業名	法務管理費																																																				
<p>● 概要</p> <p>例規データシステム保守委託等の法務管理費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>報酬</td> <td>3,349,620円</td> <td>⇒</td> <td>1,802,000円</td> <td>(△1,547,620円)</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td>149,240円</td> <td>⇒</td> <td>149,240円</td> <td>(±0円)</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>24,400円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△24,400円)</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>77,840円</td> <td>⇒</td> <td>20,440円</td> <td>(△57,400円)</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>212,600円</td> <td>⇒</td> <td>4,145,000円</td> <td>(+3,932,400円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>185,130円</td> <td>⇒</td> <td>112,000円</td> <td>(△73,130円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>4,564,200円</td> <td>⇒</td> <td>5,549,000円</td> <td>(+984,800円)</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>15,300円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△15,300円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>18,600円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△18,600円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,596,930円</td> <td>⇒</td> <td>11,777,680円</td> <td>(+3,180,750円)</td> </tr> </table>				報酬	3,349,620円	⇒	1,802,000円	(△1,547,620円)	職員手当等	149,240円	⇒	149,240円	(±0円)	報償費	24,400円	⇒	0円	(△24,400円)	旅費	77,840円	⇒	20,440円	(△57,400円)	需用費	212,600円	⇒	4,145,000円	(+3,932,400円)	役務費	185,130円	⇒	112,000円	(△73,130円)	委託料	4,564,200円	⇒	5,549,000円	(+984,800円)	使用料及び賃借料	15,300円	⇒	0円	(△15,300円)	備品購入費	18,600円	⇒	0円	(△18,600円)	計	8,596,930円	⇒	11,777,680円	(+3,180,750円)
報酬	3,349,620円	⇒	1,802,000円	(△1,547,620円)																																																	
職員手当等	149,240円	⇒	149,240円	(±0円)																																																	
報償費	24,400円	⇒	0円	(△24,400円)																																																	
旅費	77,840円	⇒	20,440円	(△57,400円)																																																	
需用費	212,600円	⇒	4,145,000円	(+3,932,400円)																																																	
役務費	185,130円	⇒	112,000円	(△73,130円)																																																	
委託料	4,564,200円	⇒	5,549,000円	(+984,800円)																																																	
使用料及び賃借料	15,300円	⇒	0円	(△15,300円)																																																	
備品購入費	18,600円	⇒	0円	(△18,600円)																																																	
計	8,596,930円	⇒	11,777,680円	(+3,180,750円)																																																	
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																																	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																
固定費	8,405,921	11,718,680	199	272	73																																																
比例費	191,009	59,000																																																			

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	5	議会総務費	経常																				
事業名	防災行政無線システム維持管理費																						
● 概要	防災行政無線システム維持管理費について、算定を充実する。																						
● 算定内容	<p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table border="0"> <tr> <td>需用費</td> <td>6,573,600円</td> <td>⇒</td> <td>978,000円</td> <td>(△5,595,600円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>3,223,000円</td> <td>⇒</td> <td>4,040,000円</td> <td>(+817,000円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>18,102,520円</td> <td>⇒</td> <td>30,779,000円</td> <td>(+12,676,480円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,899,120円</td> <td>⇒</td> <td>35,797,000円</td> <td>(+7,897,880円)</td> </tr> </table>			需用費	6,573,600円	⇒	978,000円	(△5,595,600円)	役務費	3,223,000円	⇒	4,040,000円	(+817,000円)	委託料	18,102,520円	⇒	30,779,000円	(+12,676,480円)	計	27,899,120円	⇒	35,797,000円	(+7,897,880円)
需用費	6,573,600円	⇒	978,000円	(△5,595,600円)																			
役務費	3,223,000円	⇒	4,040,000円	(+817,000円)																			
委託料	18,102,520円	⇒	30,779,000円	(+12,676,480円)																			
計	27,899,120円	⇒	35,797,000円	(+7,897,880円)																			
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	13,949,560	29,354,000	701	851	150																		
比例費	13,949,560	6,443,000																					

No	6	議会総務費	経常										
事業名	安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）												
● 概要	防犯パトロール委託経費について、算定を充実する。												
● 算定内容	<p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>委託料</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>36,014,160円</td> <td>⇒</td> <td>72,077,280円</td> <td>(+36,063,120円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(@1,649円×14時間×260日×6人)</td> <td></td> <td>(@2,057円×16時間×365日×6人)</td> <td></td> </tr> </table>				36,014,160円	⇒	72,077,280円	(+36,063,120円)		(@1,649円×14時間×260日×6人)		(@2,057円×16時間×365日×6人)	
	36,014,160円	⇒	72,077,280円	(+36,063,120円)									
	(@1,649円×14時間×260日×6人)		(@2,057円×16時間×365日×6人)										
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）									
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)								
固定費	81,298,866	117,361,986	1,961	2,790	829								
比例費	3,342,774	3,342,774											

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	7	議会総務費	経常																				
事業名	地域コミュニティ活動支援費																						
<p>● 概要</p> <p>区が実施する町会・NPOなどの地域団体への支援等に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費を見直すとともに、算定方法を全比例から一部固定に見直す。 <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>報償費</td> <td>403,000円 ⇒</td> <td>211,000円</td> <td>(△192,000円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>10,365,900円 ⇒</td> <td>9,584,000円</td> <td>(△781,900円)</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金（町会・NPO等助成金）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>52,698,000円 ⇒</td> <td>90,945,000円</td> <td>(+38,247,000円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>63,466,900円 ⇒</td> <td>100,740,000円</td> <td>(+37,273,100円)</td> </tr> </table>				報償費	403,000円 ⇒	211,000円	(△192,000円)	委託料	10,365,900円 ⇒	9,584,000円	(△781,900円)	負担金補助及び交付金（町会・NPO等助成金）					52,698,000円 ⇒	90,945,000円	(+38,247,000円)	計	63,466,900円 ⇒	100,740,000円	(+37,273,100円)
報償費	403,000円 ⇒	211,000円	(△192,000円)																				
委託料	10,365,900円 ⇒	9,584,000円	(△781,900円)																				
負担金補助及び交付金（町会・NPO等助成金）																							
	52,698,000円 ⇒	90,945,000円	(+38,247,000円)																				
計	63,466,900円 ⇒	100,740,000円	(+37,273,100円)																				
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																			
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																		
固定費	5,000,000	85,090,000																					
比例費	63,466,900	20,650,000	1,844	2,520	676																		

No	8	議会総務費	経常				
事業名	公金取扱手数料（受託業務経費）						
<p>● 概要</p> <p>公金取扱手数料について、令和5年度から令和7年度まで段階的に受託事務手数料単価が改定（増額）されることから、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費を見直すとともに、算定方法を全比例から一部固定に見直す。 <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>役務費</td> <td>9,037,500円 ⇒</td> <td>17,773,000円</td> <td>(+8,735,500円)</td> </tr> </table>				役務費	9,037,500円 ⇒	17,773,000円	(+8,735,500円)
役務費	9,037,500円 ⇒	17,773,000円	(+8,735,500円)				
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)		
固定費	12,058,996	15,767,996					
比例費	36,009,580	41,036,080	1,258	1,480	222		

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	9	議会総務費	経常															
事業名	情報セキュリティクラウド運用経費																	
<p>● 概要</p> <p>自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table> <tr> <td>役務費</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>11,040,000円</td> <td>(+11,040,000円)</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>8,623,525円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△8,623,525円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,623,525円</td> <td>⇒</td> <td>11,040,000円</td> <td>(+2,416,475円)</td> </tr> </table>				役務費	0円	⇒	11,040,000円	(+11,040,000円)	負担金補助及び交付金	8,623,525円	⇒	0円	(△8,623,525円)	計	8,623,525円	⇒	11,040,000円	(+2,416,475円)
役務費	0円	⇒	11,040,000円	(+11,040,000円)														
負担金補助及び交付金	8,623,525円	⇒	0円	(△8,623,525円)														
計	8,623,525円	⇒	11,040,000円	(+2,416,475円)														
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）														
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)													
固定費	6,001,973	5,960,000																
比例費	2,621,552	5,080,000	209	275	66													

No	10	民生費（社会福祉費）	経常		
事業名	全国手話言語市区長会負担金				
<p>● 概要</p> <p>全国手話言語市区長会の負担金について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <table> <tr> <td>負担金補助及び交付金</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>				負担金補助及び交付金	10,000円
負担金補助及び交付金	10,000円				
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	10,000	0	1	1
比例費	0	0			

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	1 1	民生費（社会福祉費）	経常			
事業名	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援等事業費					
<p>● 概 要</p> <p>重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援等事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 委託料 5,250,000円</p> <p>【特定財源】（全比例） 都支出金 2,625,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 2,625,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0			
	比例費	0	2,625,000	0	71	71

No	1 2	民生費（社会福祉費）	経常			
事業名	心身障害者福祉手当支給費					
<p>● 概 要</p> <p>身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級の福祉手当の支給に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 扶助費 153,174,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0			
	比例費	907,625,424	1,060,799,424	20,435	23,884	3,449

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	13	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	養育費確保支援事業費					
<p>● 概要</p> <p>養育費確保支援事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>負担金補助及び交付金 432,000円</p> <p>【特定財源】（全固定）</p> <p>国庫支出金 216,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 216,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	216,000				
比例費	0	0	0	5	5	

No	14	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	高校生等医療費助成事業費					
<p>● 概要</p> <p>高校生等医療費助成事業における各区の負担となる所得制限分等について、新規算定する。なお、令和7年度までの臨時算定とする。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>委託料 2,031,971円</p> <p>扶助費 87,251,724円</p> <hr/> <p>計 89,283,695円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	0	89,283,695	0	2,324	2,324	

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	15	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援）					
<p>● 概要</p> <p>医療的ケア児の受入れに係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 委託料 12,022,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	12,022,000			
	比例費	5,167,515,901	5,167,515,901	130,061	130,338	277

No	16	民生費（児童福祉費）	経常																																																												
事業名	子ども医療費助成事業費																																																														
<p>● 概要</p> <p>乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業に係る経費について、所得制限を撤廃するなど事業費全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○乳幼児医療費助成事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>需用費</td> <td>123,010円</td> <td>⇒</td> <td>199,000円</td> <td>(+75,990円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>542,420円</td> <td>⇒</td> <td>838,000円</td> <td>(+295,580円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>18,231,489円</td> <td>⇒</td> <td>32,025,434円</td> <td>(+13,793,945円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>28,330円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△28,330円)</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>490,967,116円</td> <td>⇒</td> <td>716,440,850円</td> <td>(+225,473,734円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>509,892,365円</td> <td>⇒</td> <td>749,503,284円</td> <td>(+239,610,919円)</td> </tr> </table> <p>○義務教育就学児医療費助成事業費</p> <table border="0"> <tr> <td>需用費</td> <td>123,010円</td> <td>⇒</td> <td>186,000円</td> <td>(+62,990円)</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>524,420円</td> <td>⇒</td> <td>785,000円</td> <td>(+260,580円)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>14,420,624円</td> <td>⇒</td> <td>28,115,475円</td> <td>(+13,694,851円)</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>27,920円</td> <td>⇒</td> <td>0円</td> <td>(△27,920円)</td> </tr> <tr> <td>扶助費</td> <td>481,979,273円</td> <td>⇒</td> <td>818,770,174円</td> <td>(+336,790,901円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>497,075,247円</td> <td>⇒</td> <td>847,856,649円</td> <td>(+350,781,402円)</td> </tr> </table>				需用費	123,010円	⇒	199,000円	(+75,990円)	役務費	542,420円	⇒	838,000円	(+295,580円)	委託料	18,231,489円	⇒	32,025,434円	(+13,793,945円)	備品購入費	28,330円	⇒	0円	(△28,330円)	扶助費	490,967,116円	⇒	716,440,850円	(+225,473,734円)	計	509,892,365円	⇒	749,503,284円	(+239,610,919円)	需用費	123,010円	⇒	186,000円	(+62,990円)	役務費	524,420円	⇒	785,000円	(+260,580円)	委託料	14,420,624円	⇒	28,115,475円	(+13,694,851円)	備品購入費	27,920円	⇒	0円	(△27,920円)	扶助費	481,979,273円	⇒	818,770,174円	(+336,790,901円)	計	497,075,247円	⇒	847,856,649円	(+350,781,402円)
需用費	123,010円	⇒	199,000円	(+75,990円)																																																											
役務費	542,420円	⇒	838,000円	(+295,580円)																																																											
委託料	18,231,489円	⇒	32,025,434円	(+13,793,945円)																																																											
備品購入費	28,330円	⇒	0円	(△28,330円)																																																											
扶助費	490,967,116円	⇒	716,440,850円	(+225,473,734円)																																																											
計	509,892,365円	⇒	749,503,284円	(+239,610,919円)																																																											
需用費	123,010円	⇒	186,000円	(+62,990円)																																																											
役務費	524,420円	⇒	785,000円	(+260,580円)																																																											
委託料	14,420,624円	⇒	28,115,475円	(+13,694,851円)																																																											
備品購入費	27,920円	⇒	0円	(△27,920円)																																																											
扶助費	481,979,273円	⇒	818,770,174円	(+336,790,901円)																																																											
計	497,075,247円	⇒	847,856,649円	(+350,781,402円)																																																											
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																																											
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																																									
	固定費	0	0																																																												
	比例費	1,007,518,440	1,597,910,761	26,224	41,591	15,367																																																									

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	17	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	放課後児童クラブ事業費					
<p>● 概要</p> <p>放課後児童クラブ事業費における会計年度任用職員の経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 報酬 70,575,120円 ⇒ 206,663,912円（+136,088,792円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	248,876,040	248,876,040				
比例費	133,043,632	269,132,424	9,187	12,729	3,542	

No	18	民生費（児童福祉費）	経常			
事業名	待機児童保育事業費					
<p>● 概要</p> <p>家庭福祉員事業補助における保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金 20,251,200円 ⇒ 22,641,600円（+2,390,400円）</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	20,251,200	22,641,600	527	589	62	

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	19	民生費（児童福祉費）	経常		
事業名	認証保育所運営費等事業費				
<p>● 概要</p> <p>認証保育所運営費等事業における保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金及び交付金 698,383,920円 ⇒ 731,390,880円（+33,006,960円）</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0	18,178	19,037	859
比例費	698,383,920	731,390,880			

No	20	民生費（児童福祉費）	経常		
事業名	利用者負担（保育所等）				
<p>● 概要</p> <p>保育所等の利用者負担について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>○区立保育所 【特定財源】（全比例） 分担金及び負担金 667,448,592円 ⇒ 446,449,104円（△220,999,488円） 差引一般財源 △667,448,592円 ⇒ △446,449,104円（+220,999,488円）</p> <p>○私立保育所 【特定財源】（全比例） 分担金及び負担金 211,927,848円 ⇒ 151,474,441円（△60,453,407円） 差引一般財源 △211,927,848円 ⇒ △151,474,441円（+60,453,407円）</p> <p>○地域型保育 【標準区経費】（一部固定） 扶助費 152,108,393円 ⇒ 217,278,298円（+65,169,905円）</p> <p>○区立認定こども園・私立認定こども園 【態容補正・特定財源】（1人当たり経費） 利用者負担額（3号認定） 566,650円 ⇒ 301,100円（△265,550円） 差引一般財源 △566,650円 ⇒ △301,100円（+265,550円）</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	12,220,185	12,220,185	227,004	244,205	17,201
比例費	6,081,797,641	6,428,420,441			

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	21	民生費（児童福祉費）	経常				
事業名	私立保育所施設型給付費等						
<p>● 概要</p> <p>子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲの追加）に伴い、施設型給付費の算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>扶助費 1,704,731,380円 ⇒ 1,742,729,120円（+37,997,740円）</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>分担金及び負担金 211,927,848円 ⇒ 211,927,848円（±0円）</p> <p>国庫支出金 499,653,000円 ⇒ 520,817,000円（+21,164,000円）</p> <p>都支出金 218,757,000円 ⇒ 227,172,000円（+8,415,000円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 774,393,532円 ⇒ 782,812,272円（+8,418,740円）</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	0	0	104,522	105,675	1,153
		比例費	774,393,532	782,812,272			

No	22	民生費（児童福祉費）・教育費（その他の教育費）	経常				
事業名	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等						
<p>● 概要</p> <p>子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲの追加）に伴い、施設型給付費の算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】（1人当たり経費）</p> <p>○民生費（児童福祉費）</p> <p>2号認定（4歳以上児） 203,960円 ⇒ 208,920円（+4,960円）</p> <p>2号認定（3歳児） 256,610円 ⇒ 262,890円（+6,280円）</p> <p>3号認定（1・2歳児） 240,560円 ⇒ 248,880円（+8,320円）</p> <p>3号認定（零歳児） 468,790円 ⇒ 482,000円（+13,210円）</p> <p>○教育費（その他教育費）</p> <p>1号認定（4歳以上児） 181,330円 ⇒ 183,010円（+1,680円）</p> <p>1号認定（3歳児） 251,610円 ⇒ 253,510円（+1,900円）</p>							
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）			
		区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
		固定費	—	—	2,277	2,323	46
		比例費	—	—			

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	23	民生費（児童福祉費）・衛生費	経常																								
事業名	【態容補正】児童相談所関連経費																										
<p>● 概要</p> <p>児童相談所関連経費について、算定を改善する。 また、措置費及び旧都単独補助事業に係る態容補正を新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【態容補正】 (算定改善)</p> <p>○ 民生費（児童福祉費） 経常的経費 態容補正(Ⅲ) 差引一般財源 1,047,636,790円 ⇒ 1,047,880,344円 (+243,554円)</p> <p>○ 衛生費 経常的経費 態容補正(Ⅲ) 差引一般財源 5,337,122円 ⇒ 4,068,073円 (△1,269,049円) (新規算定)</p> <p>○ 民生費（児童福祉費） 経常的経費 態容補正(Ⅳ) 差引一般財源 435,251,313円</p> <p>⇒補足資料（P13～15）のとおり</p> <p>※影響額は、令和5年度末設置済8区分（予定含む）を見込んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改定案</th> <th>現 行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9,622</td> <td>13,576</td> <td>3,954</td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	—	—	9,622	13,576	3,954	比例費	—	—			
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現 行	改定案	現 行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	—	—	9,622	13,576	3,954																						
比例費	—	—																									

No. 2 3 【態容補正】 児童相談所関連経費〔補足資料〕

●民生費 児童福祉費(経常的経費) 態容補正Ⅲ

児童相談所運営経費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。

(1) 児童相談所運営費

【標準区経費】 (一部固定)

給与費	251,241,441 円 ⇒	373,055,473 円	(+121,814,032円)
報酬	27,423,525 円 ⇒	26,462,090 円	(△961,435円)
職員手当等	1,249,500 円 ⇒	38,336,850 円	(+37,087,350円)
報償費	631,905 円 ⇒	1,112,952 円	(+481,047円)
旅費	5,085,472 円 ⇒	3,041,472 円	(△2,044,000円)
需用費	10,374,420 円 ⇒	11,924,189 円	(+1,549,769円)
役務費	4,626,216 円 ⇒	3,799,227 円	(△826,989円)
委託料	12,927,398 円 ⇒	51,491,385 円	(+38,563,987円)
使用料及び賃借料	233,110 円 ⇒	1,616,530 円	(+1,383,420円)
工事請負費	1,270,920 円 ⇒	731,165 円	(△539,755円)
備品購入費	243,003 円 ⇒	0 円	(△243,003円)
負担金補助及び交付金	957,758 円 ⇒	1,565,037 円	(+607,279円)
公課費	18,900 円 ⇒	1,750 円	(△17,150円)

【特定財源】 (一部固定)

国庫支出金	7,858,000 円 ⇒	7,080,000 円	(△778,000円)
差引一般財源	308,425,568 円 ⇒	506,058,120 円	(+197,632,552円)

(2) 一時保護所運営費

【標準区経費】 (一部固定)

給与費	83,747,147 円 ⇒	190,334,425 円	(+106,587,278円)
報酬	12,903,873 円 ⇒	9,974,352 円	(△2,929,521円)
職員手当等	6,437,760 円 ⇒	21,117,335 円	(+14,679,575円)
需用費	1,708,800 円 ⇒	3,616,600 円	(+1,907,800円)
役務費	766,244 円 ⇒	101,320 円	(△664,924円)
委託料	3,819,716 円 ⇒	39,571,104 円	(+35,751,388円)
使用料及び賃借料	380,400 円 ⇒	1,232,260 円	(+851,860円)
備品購入費	171,100 円 ⇒	184,340 円	(+13,240円)
扶助費	13,077,952 円 ⇒	26,782,278 円	(+13,704,326円)

【特定財源】 (一部固定)

国庫支出金	37,093,060 円 ⇒	72,817,480 円	(+35,724,420円)
差引一般財源	85,919,932 円 ⇒	220,096,534 円	(+134,176,602円)

(3) 措置費(国基準)

【標準区経費】 (全比例)

扶助費	516,578,135 円 ⇒	0 円	(△516,578,135円)
-----	-----------------	-----	-----------------

【特定財源】 (全比例)

分担金及び負担金	4,555,298 円 ⇒	0 円	(△4,555,298円)
国庫支出金	250,150,000 円 ⇒	0 円	(△250,150,000円)
諸収入	737,381 円 ⇒	0 円	(△737,381円)
使用料及び手数料	20,188 円 ⇒	0 円	(△20,188円)
差引一般財源	261,115,268 円 ⇒	0 円	(△261,115,268円)

(4) 児童相談所設置市事務

【標準区経費】 (一部固定)

給与費	61,727,292 円	⇒	206,474,784 円	(+144,747,492円)
報酬	10,042,080 円	⇒	3,599,410 円	(△6,442,670円)
報償費	341,000 円	⇒	0 円	(△341,000円)
旅費	303,023 円	⇒	346,969 円	(+43,946円)
需用費	860,000 円	⇒	25,333 円	(△834,667円)
役務費	2,368,500 円	⇒	464,000 円	(△1,904,500円)
委託料	16,520,147 円	⇒	29,731,163 円	(+13,211,016円)
使用料及び賃借料	12,000 円	⇒	0 円	(△12,000円)
負担金補助及び交付金	54,290,792 円	⇒	12,577,574 円	(△41,713,218円)
扶助費	103,761,033 円	⇒	139,284,972 円	(+35,523,939円)

【特定財源】 (一部固定)

分担金及び負担金	179 円	⇒	515 円	(+336円)
国庫支出金	89,511,000 円	⇒	91,253,000 円	(+1,742,000円)
都支出金	△ 20,475,000 円	⇒	△ 20,475,000 円	(±0円)
差引一般財源	181,189,688 円	⇒	321,725,690 円	(+140,536,002円)

(5) 旧都単独補助事業

【標準区経費】 (全比例)

扶助費	210,986,334 円	⇒	0 円	(△210,986,334円)
-----	---------------	---	-----	-----------------

(6) 合計

【標準区経費】 (一部固定)

給与費	396,715,880 円	⇒	769,864,682 円	(+373,148,802円)
報酬	50,369,478 円	⇒	40,035,852 円	(△10,333,626円)
職員手当等	7,687,260 円	⇒	59,454,185 円	(+51,766,925円)
報償費	972,905 円	⇒	1,112,952 円	(+140,047円)
旅費	5,388,495 円	⇒	3,388,441 円	(△2,000,054円)
需用費	12,943,220 円	⇒	15,566,122 円	(+2,622,902円)
役務費	7,760,960 円	⇒	4,364,547 円	(△3,396,413円)
委託料	33,267,261 円	⇒	120,793,652 円	(+87,526,391円)
使用料及び賃借料	625,510 円	⇒	2,848,790 円	(+2,223,280円)
工事請負費	1,270,920 円	⇒	731,165 円	(△539,755円)
備品購入費	414,103 円	⇒	184,340 円	(△229,763円)
負担金補助及び交付金	55,248,550 円	⇒	14,142,611 円	(△41,105,939円)
扶助費	844,403,454 円	⇒	166,067,250 円	(△678,336,204円)
公課費	18,900 円	⇒	1,750 円	(△17,150円)

【特定財源】 (一部固定)

分担金及び負担金	4,555,477 円	⇒	515 円	(△4,554,962円)
国庫支出金	384,612,060 円	⇒	171,150,480 円	(△213,461,580円)
都支出金	△ 20,475,000 円	⇒	△ 20,475,000 円	(±0円)
諸収入	737,381 円	⇒	0 円	(△737,381円)
使用料及び手数料	20,188 円	⇒	0 円	(△20,188円)
差引一般財源	1,047,636,790 円	⇒	1,047,880,344 円	(+243,554円)

●衛生費(経常的経費) 態容補正Ⅲ

助産施設に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。

【標準区経費】 (全比例)			
委託料	347 円 ⇒	224 円	(△123円)
扶助費	4,061,742 円 ⇒	2,649,167 円	(△1,412,575円)
【特定財源】 (全比例)			
分担金及び負担金	24,867 円 ⇒	54,518 円	(+29,651円)
国庫支出金	1,179,400 円 ⇒	1,297,000 円	(+117,600円)
都支出金	△ 2,770,200 円 ⇒	△ 2,770,200 円	(±0円)
諸収入	290,900 円 ⇒	0 円	(△290,900円)
差引一般財源	5,337,122 円 ⇒	4,068,073 円	(△1,269,049円)

●民生費 児童福祉費(経常的経費) 態容補正Ⅳ(Ⅲでの算定から分離し新設)

措置費等について、特別区の実態を踏まえ、新規算定する。

(1)措置費

【標準区経費】 (全比例)			
扶助費	0 円 ⇒	589,410,000 円	(+589,410,000円)
【特定財源】 (全比例)			
分担金及び負担金	0 円 ⇒	3,996,000 円	(+3,996,000円)
国庫支出金	0 円 ⇒	292,707,000 円	(+292,707,000円)
差引一般財源	0 円 ⇒	292,707,000 円	(+292,707,000円)

(2)旧都単独補助事業

【標準区経費】 (全比例)			
扶助費	0 円 ⇒	43,956,000 円	(+43,956,000円)
負担金補助及び交付金	0 円 ⇒	98,588,313 円	(+98,588,313円)
計	0 円 ⇒	142,544,313 円	(+142,544,313円)

(3)合計

【標準区経費】 (全比例)			
扶助費	0 円 ⇒	633,366,000 円	(+633,366,000円)
負担金補助及び交付金	0 円 ⇒	98,588,313 円	(+98,588,313円)
【特定財源】 (全比例)			
分担金及び負担金	0 円 ⇒	3,996,000 円	(+3,996,000円)
国庫支出金	0 円 ⇒	292,707,000 円	(+292,707,000円)
差引一般財源	0 円 ⇒	435,251,313 円	(+435,251,313円)

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	24	衛生費	経常		
事業名	予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）				
<p>● 概要</p> <p>子どもを対象としたインフルエンザ予防接種（任意接種）に係る助成経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 負担金補助及び交付金 35,155,371円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0			
比例費	0	35,155,371	0	957	957

No	25	衛生費	経常		
事業名	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）				
<p>● 概要</p> <p>乳幼児健康診査における3歳児を対象とした視力屈折検査に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例） 報償費 1,056,000円 備品購入費 594,000円</p> <p>【特定財源】（全比例） 国庫支出金 297,000円</p> <hr/> <p>差引一般財源 1,353,000円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	0			
比例費	66,290,974	67,643,974	1,805	1,842	37

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	26	衛生費	経常		
事業名	公衆喫煙所維持管理費				
<p>● 概要</p> <p>公衆喫煙所維持管理に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定） 委託料 16,665,000円</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	0	16,665,000		383	383
比例費	0	0	0		

No	27	衛生費	経常																																			
事業名	予防接種費（子宮頸がん）																																					
<p>● 概要</p> <p>予防接種費（子宮頸がん）について、積極的な勧奨再開を踏まえ、算定を充実する。なお、差し控え期間中に対象だった区民の接種分（キャッチアップ接種）についても算定に反映する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定期接種分</th> <th>単価</th> <th>対象者数</th> <th>見直し後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>17,639円</td> <td>423人 ⇒</td> <td>1,701人</td> <td>(+22,542,642円)</td> </tr> <tr> <td>不適当者分</td> <td>3,251円</td> <td>3人 ⇒</td> <td>4人</td> <td>(+3,251円)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">キャッチアップ接種分</td> </tr> <tr> <td>一般分</td> <td>17,639円</td> <td>0人 ⇒</td> <td>9,459人</td> <td>(+166,847,301円)</td> </tr> <tr> <td>不適当者分</td> <td>3,251円</td> <td>0人 ⇒</td> <td>11人</td> <td>(+35,761円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>426人</td> <td>11,175人</td> <td>(+189,428,955円)</td> </tr> </tbody> </table>				定期接種分	単価	対象者数	見直し後		一般分	17,639円	423人 ⇒	1,701人	(+22,542,642円)	不適当者分	3,251円	3人 ⇒	4人	(+3,251円)	キャッチアップ接種分					一般分	17,639円	0人 ⇒	9,459人	(+166,847,301円)	不適当者分	3,251円	0人 ⇒	11人	(+35,761円)	計		426人	11,175人	(+189,428,955円)
定期接種分	単価	対象者数	見直し後																																			
一般分	17,639円	423人 ⇒	1,701人	(+22,542,642円)																																		
不適当者分	3,251円	3人 ⇒	4人	(+3,251円)																																		
キャッチアップ接種分																																						
一般分	17,639円	0人 ⇒	9,459人	(+166,847,301円)																																		
不適当者分	3,251円	0人 ⇒	11人	(+35,761円)																																		
計		426人	11,175人	(+189,428,955円)																																		
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																	
固定費	9,331,348	9,331,348	25,275	30,434	5,159																																	
比例費	918,715,596	1,108,144,551																																				

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	28	衛生費	経常																		
事業名	予防接種費（インフルエンザ）																				
<p>● 概要</p> <p>高齢者向けの予防接種（インフルエンザ）に係る経費について、接種率等を見直し、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>予防接種費（インフルエンザ）単価 対象者数 見直し後</p> <table border="1"> <tr> <td>一般分</td> <td>2,936円</td> <td>32,860人</td> <td>⇒</td> <td>29,100人</td> <td>(△11,039,360円)</td> </tr> <tr> <td>減免分</td> <td>5,436円</td> <td>1,440人</td> <td>⇒</td> <td>13,108人</td> <td>(+63,427,248円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>34,300人</td> <td></td> <td>42,208人</td> <td>(+52,387,888円)</td> </tr> </table>				一般分	2,936円	32,860人	⇒	29,100人	(△11,039,360円)	減免分	5,436円	1,440人	⇒	13,108人	(+63,427,248円)	計		34,300人		42,208人	(+52,387,888円)
一般分	2,936円	32,860人	⇒	29,100人	(△11,039,360円)																
減免分	5,436円	1,440人	⇒	13,108人	(+63,427,248円)																
計		34,300人		42,208人	(+52,387,888円)																
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																
固定費	0	0	2,842	4,269	1,427																
比例費	104,358,800	156,746,688																			

No	29	衛生費	経常																																			
事業名	予防接種費（ロタウイルス）																																					
<p>● 概要</p> <p>予防接種（ロタウイルス）に係る経費について、接種率等を見直し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>予防接種費</p> <table border="1"> <tr> <td>ロタリックス</td> <td>単価</td> <td>対象者数</td> <td>見直し後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般分</td> <td>16,561円</td> <td>3,260人</td> <td>⇒</td> <td>3,442人 (+3,014,102円)</td> </tr> <tr> <td>不適当者分</td> <td>4,076円</td> <td>12人</td> <td>⇒</td> <td>1人 (△44,836円)</td> </tr> <tr> <td>ロタテック</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般分</td> <td>11,534円</td> <td>3,981人</td> <td>⇒</td> <td>2,916人 (△12,283,710円)</td> </tr> <tr> <td>不適当者分</td> <td>4,076円</td> <td>15人</td> <td>⇒</td> <td>1人 (△57,064円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,268人</td> <td></td> <td>6,360人 (△9,371,508円)</td> </tr> </table>				ロタリックス	単価	対象者数	見直し後		一般分	16,561円	3,260人	⇒	3,442人 (+3,014,102円)	不適当者分	4,076円	12人	⇒	1人 (△44,836円)	ロタテック					一般分	11,534円	3,981人	⇒	2,916人 (△12,283,710円)	不適当者分	4,076円	15人	⇒	1人 (△57,064円)	計		7,268人		6,360人 (△9,371,508円)
ロタリックス	単価	対象者数	見直し後																																			
一般分	16,561円	3,260人	⇒	3,442人 (+3,014,102円)																																		
不適当者分	4,076円	12人	⇒	1人 (△44,836円)																																		
ロタテック																																						
一般分	11,534円	3,981人	⇒	2,916人 (△12,283,710円)																																		
不適当者分	4,076円	15人	⇒	1人 (△57,064円)																																		
計		7,268人		6,360人 (△9,371,508円)																																		
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																																		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																																	
固定費	9,331,348	9,331,348	25,275	25,020	△ 255																																	
比例費	918,715,596	909,344,088																																				

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	30	衛生費	経常																								
事業名	【単位費用】 【態容補正】 環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）																										
<p>● 概要</p> <p>環境事業推進費のうち、路上喫煙等巡回指導委託経費について、算定を充実する。併せて、昼間人口比率による態容補正を適用し、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>委託料 13,923,000円 ⇒ 46,892,000円（+32,969,000円）</p> <p>【態容補正】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区衛生費のうち環境事業推進費の一部 (路上喫煙等巡回指導委託経費)}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$ $= 1 + (A - 1) \times \frac{46,892,000\text{円}}{350,000\text{人} \times 9,807\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.014$ <p>算式の符号</p> <p>A：昼間人口比率に対応する率</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>53,392,707</td> <td>86,361,707</td> <td>1,454</td> <td>2,352</td> <td>898</td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	0	0				比例費	53,392,707	86,361,707	1,454	2,352	898
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	0	0																									
比例費	53,392,707	86,361,707	1,454	2,352	898																						

No	31	清掃費	経常																								
事業名	廃棄物処理手数料																										
<p>● 概要</p> <p>令和5年10月からの廃棄物処理手数料の改定に伴い、算定を改善する。なお、令和5年度の算定は半年分を反映することとし、令和6年度の算定より1年分を反映する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【特定財源】 使用料及び手数料（廃棄物処理手数料）</p> <p>(収集作業費) 188,857,000円 ⇒ 204,273,898円（+15,416,898円）</p> <p>(処理処分費) 572,690,000円 ⇒ 609,637,742円（+36,947,742円）</p> <hr/> <p>差引一般財源 △761,547,000円 ⇒ △813,911,640円（△52,364,640円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準区一般財源所要額（円）</th> <th colspan="3">23区合計額（百万円）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>現行(A)</th> <th>改定案(B)</th> <th>影響額(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定費</td> <td>△2,504,752</td> <td>△3,568,518</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比例費</td> <td>613,811,429</td> <td>562,510,555</td> <td>16,712</td> <td>15,298</td> <td>△1,414</td> </tr> </tbody> </table>				標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	固定費	△2,504,752	△3,568,518				比例費	613,811,429	562,510,555	16,712	15,298	△1,414
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）																								
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																						
固定費	△2,504,752	△3,568,518																									
比例費	613,811,429	562,510,555	16,712	15,298	△1,414																						

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	32	土木費（建築公害費）				経常
事業名	区営住宅維持管理費					
● 概要						
区営住宅の維持管理費について、算定を充実する。						
● 算定内容						
【標準区経費】（一部固定）						
報償費	967,000円	⇒	959,000円	(△8,000円)		
需用費	2,211,000円	⇒	2,326,000円	(+115,000円)		
役務費	295,000円	⇒	415,000円	(+120,000円)		
委託料	81,548,000円	⇒	129,920,000円	(+48,372,000円)		
使用料及び賃借料	608,000円	⇒	379,000円	(△229,000円)		
工事請負費	15,146,000円	⇒	14,190,000円	(△956,000円)		
【特定財源】（一部固定）						
住宅使用料	143,149,000円	⇒	146,876,000円	(+3,727,000円)		
共益費・雑収入等	5,621,000円	⇒	5,921,000円	(+300,000円)		
国庫支出金	16,432,000円	⇒	20,266,000円	(+3,834,000円)		
都支出金	6,798,000円	⇒	8,668,000円	(+1,870,000円)		
差引一般財源	△71,225,000円	⇒	△33,542,000円	(+37,683,000円)		
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	△17,101,052	△8,053,366	△1,867	△879	988	
比例費	△54,123,948	△25,488,487				

No	33	土木費（都市整備費）				経常
事業名	都市整備総務費（緑化助成経費）					
● 概要						
生垣助成等の緑化助成に係る経費について、算定を充実する。						
● 算定内容						
【標準区経費】（全固定）						
負担金補助及び交付金	13,000,000円	⇒	16,000,000円	(+3,000,000円)		
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	13,000,000	16,000,000	299	368	69	
比例費	0	0				

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	34	土木費（道路橋りょう費）	経常																														
事業名	街路灯維持補修費																																
<p>● 概要</p> <p>街路灯の光熱水費及び改築経費について、LED切替を踏まえ算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）（1.0次案）</p> <p>需用費（光熱水費）</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">LED灯</td> <td style="width:15%;">21,728,574円</td> <td style="width:10%;">⇒</td> <td style="width:15%;">21,728,574円</td> <td style="width:30%;">（±0円）</td> </tr> <tr> <td>水銀灯</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>3,411,640円</td> <td>（+3,411,640円）</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>4,977,602円</td> <td>⇒</td> <td>3,827,942円</td> <td>（△1,149,660円）</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム灯</td> <td>10,316,502円</td> <td>⇒</td> <td>10,388,394円</td> <td>（+71,892円）</td> </tr> <tr> <td>工事請負費（街路灯改築費）</td> <td>0円</td> <td>⇒</td> <td>242,440,000円</td> <td>（+242,440,000円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,022,678円</td> <td>⇒</td> <td>281,796,550円</td> <td>（+244,773,872円）</td> </tr> </table> <p>（※）街路灯改築費は、7財調までLED灯切替分を、8財調からLED灯更新分を算定。</p>				LED灯	21,728,574円	⇒	21,728,574円	（±0円）	水銀灯	0円	⇒	3,411,640円	（+3,411,640円）	蛍光灯	4,977,602円	⇒	3,827,942円	（△1,149,660円）	ナトリウム灯	10,316,502円	⇒	10,388,394円	（+71,892円）	工事請負費（街路灯改築費）	0円	⇒	242,440,000円	（+242,440,000円）	計	37,022,678円	⇒	281,796,550円	（+244,773,872円）
LED灯	21,728,574円	⇒	21,728,574円	（±0円）																													
水銀灯	0円	⇒	3,411,640円	（+3,411,640円）																													
蛍光灯	4,977,602円	⇒	3,827,942円	（△1,149,660円）																													
ナトリウム灯	10,316,502円	⇒	10,388,394円	（+71,892円）																													
工事請負費（街路灯改築費）	0円	⇒	242,440,000円	（+242,440,000円）																													
計	37,022,678円	⇒	281,796,550円	（+244,773,872円）																													
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）																													
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)																												
固定費	26,656,328	28,336,716	931	8,413	7,482																												
比例費	10,366,350	253,459,834																															

No	35	教育費	経常						
事業名	【小学校費】医療的ケア児支援経費								
<p>● 概要</p> <p>医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">委託料</td> <td style="width:70%;">12,233,000円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">国庫支出金</td> <td style="width:70%;">4,078,000円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>8,155,000円</td> </tr> </table>				委託料	12,233,000円	国庫支出金	4,078,000円	差引一般財源	8,155,000円
委託料	12,233,000円								
国庫支出金	4,078,000円								
差引一般財源	8,155,000円								
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）					
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)				
固定費	0	2,348,000	0	196	196				
比例費	0	5,807,000							

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	36	教育費	経常			
事業名	【小・中学校費】学校法律相談事業費(スクールロイヤー委託経費)					
<p>● 概要</p> <p>学校法律相談事業に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>○小学校費 委託料 665,000円</p> <p>○中学校費 委託料 304,000円</p> <hr/> <p>計 969,000円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	969,000	0	22	22	
比例費	0	0				

No	37	教育費	経常			
事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費					
<p>● 概要</p> <p>私立幼稚園（新制度未移行園）等に通う園児の保護者の経済的な負担を軽減し、公・私立幼稚園間の負担格差の是正を図るために実施している区単独の保育料補助及び入園料補助について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>扶助費（入園料補助） @61,000円×920人＝ 56,120,000円</p> <p>扶助費（保育料補助） @3,300円×2,991人×12月＝ 118,443,600円</p> <hr/> <p>計 174,563,600円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0	0	4,754	4,754	
比例費	0	174,563,600				

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	38	教育費	経常			
事業名	【小・中学校費】学校職員費（区費非常勤栄養職員）					
<p>● 概要</p> <p>区費で配置する非常勤栄養職員に係る経費について、新規算定する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○小学校費 報酬 42,365,105円</p> <p>○中学校費 報酬 20,267,835円</p> <hr/> <p>計 62,632,940円</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0	30,986	32,434	1,448	
比例費	1,332,340,456	1,394,973,396				

No	39	教育費	経常			
事業名	放課後子ども教室推進事業費					
<p>● 概要</p> <p>放課後子ども教室に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（一部固定）</p> <p>報酬 776,000円 ⇒ 0円 (△776,000円)</p> <p>報償費 121,319,184円 ⇒ 17,123,609円 (△104,195,575円)</p> <p>需用費 3,400,000円 ⇒ 3,833,549円 (+433,549円)</p> <p>役務費 0円 ⇒ 2,080,531円 (+2,080,531円)</p> <p>委託料 0円 ⇒ 320,350,446円 (+320,350,446円)</p> <p>【特定財源】（一部固定）</p> <p>都支出金 83,634,000円 ⇒ 60,767,135円 (△22,866,865円)</p> <hr/> <p>差引一般財源 41,861,184円 ⇒ 282,621,000円 (+240,759,816円)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	258,667	158,279,000	1,138	7,026	5,888	
比例費	41,602,517	124,342,000				

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	40	教育費				経常
事業名	【小・中学校費】学校運営費（用務委託）					
<p>● 概要</p> <p>学校用務の委託に係る経費について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>○小学校費</p> <p>委託料（用務委託） 155,481,200円 ⇒ 199,737,038円 (+44,255,838円)</p> <p>○中学校費</p> <p>委託料（用務委託） 51,826,600円 ⇒ 93,362,057円 (+41,535,457円)</p> <hr/> <p>計 207,307,800円 ⇒ 293,099,095円 (+85,791,295円)</p>						
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	0	0				
比例費	4,006,987,791	4,092,779,086	4,842	6,780	1,938	

No	41	教育費				経常
事業名	教職員健康管理費（産業医報酬）					
<p>● 概要</p> <p>教職員の健康相談などを行う産業医報酬について、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全固定）</p> <p>報酬 1,296,000円 ⇒ 2,440,965円 (+1,144,965円)</p>						
標準区一般財源所要額（円）			23区合計額（百万円）			
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)	
固定費	1,296,000	2,440,965				
比例費	35,511,810	35,511,810	595	621	26	

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	42	教育費	経常			
事業名	私立幼稚園施設型給付費					
<p>● 概要</p> <p>子ども・子育て支援新制度における公定価格の見直し（処遇改善等加算Ⅲ）に伴い、算定を充実する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>【標準区経費】（全比例）</p> <p>扶助費 237,836,962円 ⇒ 243,606,594円 (+5,769,632円)</p> <p>【特定財源】（全比例）</p> <p>国庫支出金 87,761,000円 ⇒ 90,378,000円 (+2,617,000円)</p> <p>都支出金 75,037,000円 ⇒ 76,614,000円 (+1,577,000円)</p> <hr/> <p>差引一般財源 75,038,962円 ⇒ 76,614,594円 (+1,575,632円)</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	0	0			
	比例費	75,038,962	76,614,594	2,033	2,076	43

No	43	その他	投資			
事業名	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）					
<p>● 概要</p> <p>投資的経費（建築工事）について、算定を改善する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>⇒ 補足資料（P26～27）のとおり</p>						
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）		
	区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
	固定費	796,580,019	1,314,381,851			
	比例費	5,800,444,522	9,918,453,883	180,859	290,718	109,859

No.4 3 投資的経費の見直し〔補足資料〕

(1) 年度事業量

○改築サイクルの見直し内容

	現行	改定後	備考
校舎	47年	80年	
屋体	44年	44年	据え置き
プール	30年	30年	据え置き
その他	50年	50年	据え置き

○改修サイクルの見直し内容

学校の校舎について、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして、長寿命化改修経費を新たに設定する。

その他の施設については、改築サイクルを現行の据え置きとすることから、改修サイクルについても同様に据え置きとする。

(2) 建築工事単価

改築単価については、各区の決算単価を基礎とした単価に見直す。

学校の校舎の改修単価については、長寿命化改修単価は改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価は改築単価に0.25を乗じた額とする。

その他の施設の改修単価については、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、平成26年度から令和4年度までの予算単価上昇率を加算した額とする。

※単価の詳細は次ページの表を参照

建築工事単価への影響

単位 (円)

			R4財調 (現行) ※	R5財調 (見直し後)	増減	設定方法		
新設			278,600	541,900	263,300	決算単価		
改築			292,600	565,500	272,900			
改築 (公衆便所)			653,000	1,832,800	1,179,800			
大規模改修			6,100	8,400	2,300	現行単価 + 予算単価上昇率		
大規模改修 (公衆便所)			7,700	10,700	3,000			
車庫			16,900	23,300	6,400	小学校費		
	大規模改修	校舎	13,658,000	21,384,000	7,726,000		決算単価×0.25	
		給食室	1,204,000	1,112,000	△92,000			
		屋内運動場	2,160,000	2,997,000	837,000		現行単価 + 予算単価上昇率	
		プール	497,000	691,000	194,000			
		校庭	1,346,000	1,868,000	522,000			
		フェンス	497,000	691,000	194,000			
	長寿命化改修	校舎	—	25,661,000	25,661,000		決算単価×0.6	
		給食室	—	1,335,000	1,335,000			
	改築 (校舎)	改築 (校舎)	建設費	203,700	482,700		279,000	決算単価
			取壊し経費	14,200	25,100		10,900	
			仮設校舎建設費	23,600	93,500		69,900	
			給食室設置経費	129,181,000	177,938,200		48,757,200	
			空調除外経費	△13,100	△32,500	△19,400		
改築 (屋内運動場)	改築 (屋内運動場)	建設費	232,100	491,200	259,100			
		取壊し経費	12,800	41,600	28,800			
改築 (プール)	改築 (プール)	建設費	243,600	530,100	286,500			
		取壊し経費	18,500	74,500	56,000			
		内蔵経費	30,400	52,100	21,700			
改築 (雨水有効利用設備)	改築 (雨水有効利用設備)	建設費	2,000	54,200	52,200			
中学校費	大規模改修	校舎	14,371,000	22,729,000	8,358,000	決算単価×0.25		
		給食室	1,205,000	927,000	△278,000			
		屋内運動場	2,040,000	2,830,000	790,000	現行単価 + 予算単価上昇率		
		プール	542,000	754,000	212,000			
		校庭	1,854,000	2,571,000	717,000			
		フェンス	560,000	778,000	218,000			
	長寿命化改修	長寿命化改修	校舎	—	27,275,000	27,275,000	決算単価×0.6	
			給食室	—	1,113,000	1,113,000		
	改築 (校舎)	改築 (校舎)	建設費	203,700	482,700	279,000	決算単価	
			取壊し経費	14,200	25,100	10,900		
			仮設校舎建設費	23,600	93,500	69,900		
			給食室設置経費	120,518,000	148,374,800	27,856,800		
			空調除外経費	△13,100	△32,500	△19,400		
改築 (屋内運動場)	改築 (屋内運動場)	建設費	232,100	491,200	259,100			
		取壊し経費	12,800	41,600	28,800			
改築 (プール)	改築 (プール)	建設費	243,600	530,100	286,500			
		取壊し経費	18,500	74,500	56,000			
		内蔵経費	30,400	52,100	21,700			
改築 (雨水有効利用設備)	改築 (雨水有効利用設備)	建設費	2,000	54,200	52,200			
【態容補正】 特別支援学校 及び養護学園	大規模改修	校舎	5,923,000	6,765,000	842,000	決算単価×0.25		
		給食室	1,205,000	927,000	△278,000			
		屋内運動場	1,219,000	1,691,000	472,000	現行単価 + 予算単価上昇率		
		プール	420,000	581,000	161,000			
		校庭	1,346,000	1,868,000	522,000			
		フェンス	497,000	691,000	194,000			
	長寿命化改修	長寿命化改修	校舎	—	8,118,000	8,118,000	決算単価×0.6	
			給食室	—	1,113,000	1,113,000		
	改築 (校舎)	改築 (校舎)	建設費	203,700	482,700	279,000	決算単価	
			取壊し経費	14,200	25,100	10,900		
			仮設校舎建設費	23,600	93,500	69,900		
			給食室設置経費	120,518,000	148,374,800	27,856,800		
	改築 (屋内運動場)	改築 (屋内運動場)	建設費	232,100	491,200	259,100		
取壊し経費			12,800	41,600	28,800			
改築 (プール)	改築 (プール)	建設費	243,600	530,100	286,500			
		取壊し経費	18,500	74,500	56,000			

※ 現行の金額は、R4財調における臨時算定分を除いたもの

令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	44	その他	投資		
事業名	【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し				
<p>● 概要</p> <p>建築工事にかかる物騰率算出方法について、各区予算単価の上昇率に変更する。</p> <p>● 算定内容</p> <p>建築工事にかかる物騰率算出方法について、前年度の各区予算単価の上昇率に変更する。</p>					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—

No	45	その他	—		
事業名	【経常・投資】物価高騰対策				
<p>● 概要</p> <p>光熱水費等の経常的経費について、現下の物価高騰を踏まえ、算定を改善する。併せて、建築工事単価について、現下の物価高騰を踏まえ、算定を改善する。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇や急速な円安の進展等により、国内の物価関連指数は上昇が続いており、価格上昇品目にはさらなる広がりが見られる。 特別区の行財政運営にも影響を与えていることから、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要がある。 電気料、燃料費、ガス料について、通常物騰率の適用に加えて、物価の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。 建築工事単価について、資材の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。 					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—



令和5年度都区財政調整区側提案事項説明メモ（区）

No	46	その他	—		
事業名	特別交付金				
<p>● 概要</p> <p>透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不合理な税制改正による減収に加え、現下の物価の高騰等により、今後の景気情勢が不透明である。各区が安定した財政運営を行うために、算定の透明性・公平性が高い普通交付金の財源を確保できるよう、特別交付金の割合引き下げについて、財調協議において主張していく。 ・ 事務軽減の観点も踏まえた運用ルールの明確化、不透明な算定の見直しや算定内容に対する都の説明責任の遂行等について、財調協議で主張していく。 					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—

No	47	その他	—		
事業名	都市計画交付金				
<p>● 概要</p> <p>都区の都市計画事業の実施実態に見合った配分となるよう抜本的に見直す。</p> <p>● 主張内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画交付金について、都区の事業実態に見合った配分となるよう規模を拡大するとともに、交付率の撤廃・改善等、抜本的な見直しを引き続き求めていく。 ・ 都区の都市計画事業の実施状況を明らかにすることに加え、都市計画税の使途の明確化を図る観点から、都市計画税の充当事業の詳細や、都が市町村事務として行う都市計画事業の実施状況の提示について、引き続き求めていく。 ・ 国への照会結果を踏まえ、財調協議での議論を求めていくとともに、あらゆる機会を通じて主張していく。また財調協議とは別に、都市計画事業のあり方についての協議体を都区協議会の下に設置することを求めていく。 					
		標準区一般財源所要額（円）		23区合計額（百万円）	
区分	現行	改定案	現行(A)	改定案(B)	影響額(B-A)
固定費	—	—	—	—	—
比例費	—	—	—	—	—

【都区間の財源配分に関する事項】

協議における論点整理について

整理の順番	考え方のポイント(論点)
(1) 都区間の財源配分の考え方 (財源配分の決定方法) 【法解釈の課題】	調整税等をどのように都区で配分すべきか。
	
(2) 配分割合の変更の考え方 (変更事由) 【法解釈の課題】	上記(1)を踏まえ、配分割合を変更するときは、どのような状況か。
	
(3) 区児相は財調上、どのように取り扱うべきか	区児相の設置は、上記(1)(2)の考え方を踏まえて、配分割合の変更に該当するか。

令和5年度都区財政調整協議会幹事会協議日程（案）

凡例
 ●…取扱が確定している項目
 ▲…取扱が未確定の項目

提案事項	12/2 (金) 協議会①	12/6 (火) 協議会②	12/8 (木) 幹事会①	12/13 (火) 幹事会②	12/23(金) 幹事会③	1/5 (木) 幹事会④	1/6 (金) 協議会③	備考
都側提案事項	●		●	●	●	幹事会としてのまとめ	協議会としてのまとめ	
算定内容の適正化等			●	▲	▲			
区側提案事項	●	●	●	●	●			
都区間の財源配分に関する事項	●	●	●	▲	▲			
特別区相互間の財政調整に関する事項	●		●	▲	▲			
都区財政調整協議上の諸課題 (特別交付金、都市計画交付金)	●		●	▲	▲			
過誤納還付金	●							
保育力強化事業費の廃止			●	▲	▲			
学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託の見直し）			●	▲	▲			
基準財政需要額のあり方 (保育所等の利用者負担、子ども医療費 助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減 事業費)			●	▲	▲			
高校生等医療費助成事業費			●	▲	▲			
児童相談所関連経費			●	▲	▲			
投資的経費の見直し			●	▲	▲			
財源見直し (財源を踏まえた対応・区側提案の見直し 含む)	●				●			
R4再調整					●			